

様式第5号（第4条関係）

政 務 活 動 費 実 績 報 告 書

令和3年3月31日

久慈市議会議長 様

会 派 名 政 風 会

代表者名 小柳 正人

幹 事 長 小倉利之

政務活動費の交付に関する条例第8条の規定により、次のとおり報告します。

使 途	☒ 調査研究費	☒ 研修費	☐ 広報費	☐ 広聴費	☐ 要請・陳情活動費
	☐ 会議費	☐ 資料作成費	☐ 資料購入費	☐ 人件費	☐ 事務所費
実施期間	令和2年11月12日（木）、令和2年11月25日（水） 令和2年12月3日（木）				
実施場所	久慈市議会棟～各委員会室、各議員個人事務所 他				
参加者名	小柳正人、小倉利之、佐々木栄光、清水崇文、大沢俊光				
実 績 額	講師謝金 49,500 円				
内 容	■内容 Zoom ミーティング研修会 ■日時 令和2年11月12日 午後16時00分～17時30分 ■場所 久慈市議会特別会議室 ■講師 富士ゼロックス岩手株式会社 ソリューション市場開発部 川村直之 ソリューション営業部 関口優太 ■研修内容 久慈市議会では、常任委員会等タブレット会議を実践してきました。昨年度来、新型コロナウイルス感染拡大を受け、様々な会議、研修等が自粛を余儀なくされる中、インターネットを用いた Web 会議ツールの必要性が必須であります。 我々政風会は、本会議でも積極的にタブレットを活用しパワーポイントやWebツールを活用した議会活動を推進してきました。 今回、会派内で自主研修を先行させ議会全体のレベルアップに寄与できるように、3回にわたり実践的な研修を実施しました。				

■第1回目 11月12日(木) 16:00~17:30

富士ゼロックス岩手株式会社の講師2人を講師に、特別会議室において基礎的な事項について約1時間の講義を受け、引き続き各自のタブレットにZoom会議のURL及びミーティングIDをダウンロードし、同室内において実際に交信・配信を体験しました。ZOOM会議研修会はこれまで馴染みがあり議員全員が共有しているサーボーズにアップし、パスコードを設定し交信する方式としました。従来のSkypeやTeamsとは異なりメールアドレスや番号が無くても不特定多数の人と同時に会議ができる事を体験しました。

■第2回 11月25日(水) 16:00~17:00

2回目は、各議員が個別の部屋に別れ配信できるかより実践的な研修です。特別会議室、議事堂、事務局室、議長室、委員会室に個々の議員が分散し配信しました。中々、一同に会して行った研修とは勝手が違いなかなか配信に苦慮しましたが、一通り全員がアクセスすることが出来ました。ただし、Zoomの利用する基本時間は40minの100人以下となっており、40min以内に全員が揃うことが難しく次回への課題となりました。

■第3回目 12月3日(木) 13:00~14:00

3回目は、議会に来る事無く各議員がサイボーズを確認しその場所からWeb会議に参加する事ができるか試験的に研修しました。やむをえないわけだが各議員それぞれの事務所からの配信作業を期待したわけです。しかし、来客、所要等により若干名参加できない議員や端末の不具合が生じた議員もいました。

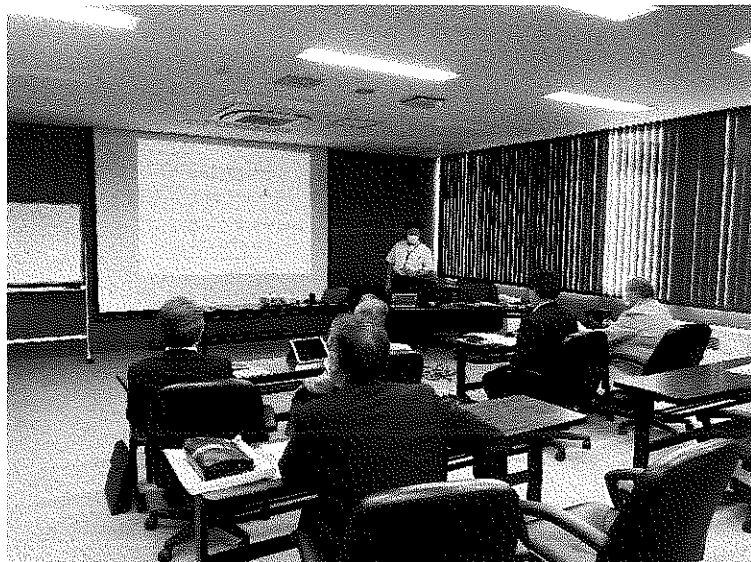
■提言として

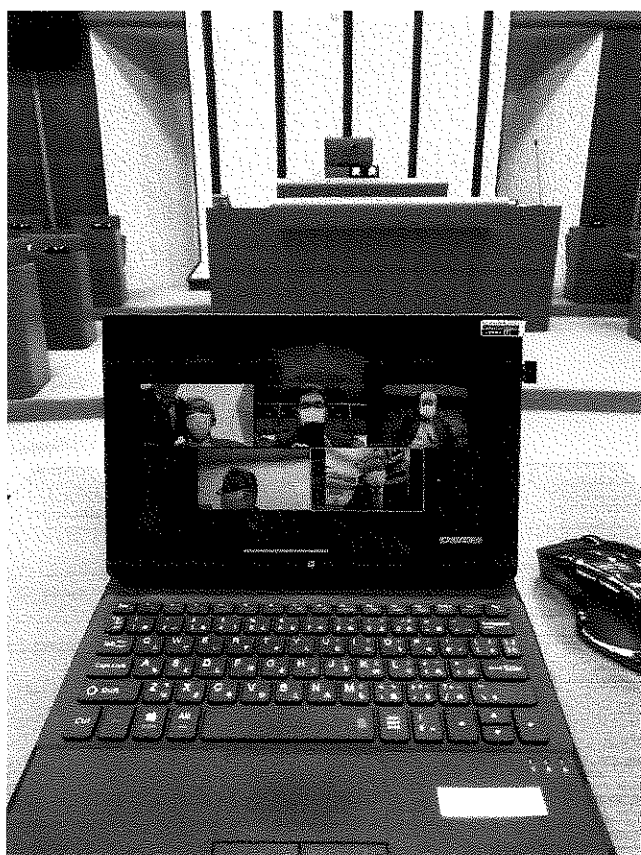
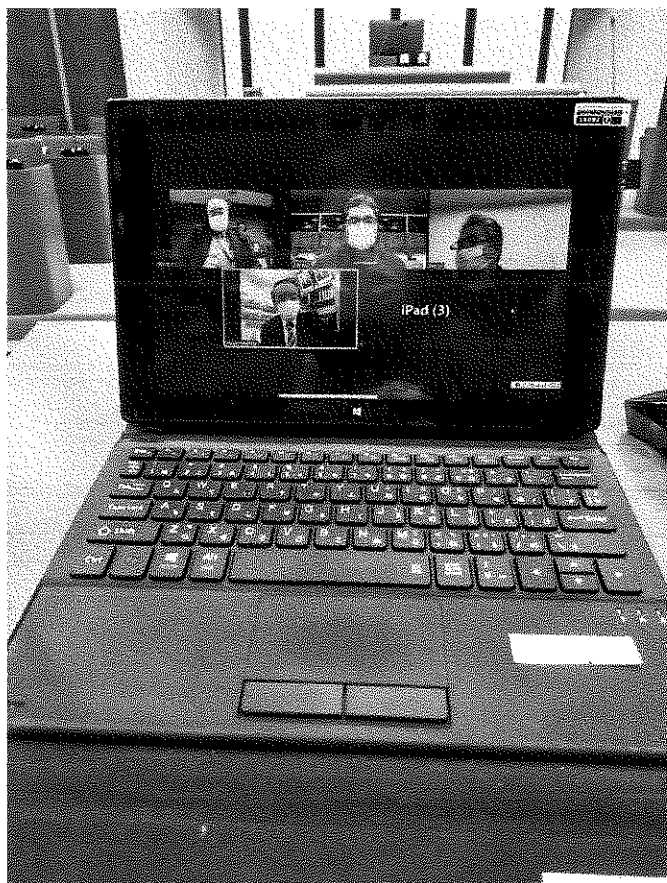
タブレット端末が各人異なることから同様の操作マニュアルを統一出来なかったことが反省として挙げられます。今後、端末の整備も考慮しつつ、全議員がまず馴染むこと、常にサイボーズやネット配信、Web会

今後の使い勝手を考慮すれば、末広がりにも可能性を秘めていますし、特に地方議員には有効に活用できるアイテムだと思います。

当市教育委員会でも小中学生全員にタブレット端末を貸与することから、議会・議員との繋がりもレアーに感じてもらう機会も増えるし、大規模災害時などを想定し、議会に出向かなくてもタブレットを活用したZOOM会議の実地訓練も備えるべきと感じました。

今後、議会としてさらに踏み込んだ研修、自宅に居ながら開催できるタブレット議会、当市と先進地のタブレット交信・交流ができるように目的をもって段階的なスケジュールを組み実践することを提言します。





第2回 会議 各議員個室にて開催



第3回会議 各議員オフィス

領 収 証

IWX-1015701

久慈市議会 政風会 様

金額 ￥49,500 ※

収 入 印 紙

但し 請求書通り

2020 年 9 月 29 日

上記の金額正に領収いたしました。

現金・小切手	¥	49,500 ※
振 込	¥	*
手形・相殺	¥	*
計	¥	49,500 ※

盛岡市中央通1丁目7番25号
富士ゼロックス岩手株式会社



(本証に社印および収者印の無いもの、並びに金額の訂正したものは無効です。)